

社会福祉法人「アクションプラン 2020」(全国社会福祉法人経営者協議会)

当法人は社会福祉法第 24 条(経営に原則)に基づき、社会福祉法人の使命(社会的責任)である社会、地域における福祉の充実・発展に努めます。

- ① 社会福祉事業を主とした福祉サービスの供給主体の中心的役割を果たすこと。
 - ② 制度の狭間にあるものを含め地域の様々な福祉需要にきめ細かく対応すること。
- これらの使命を果たすため次の 10 の「経営原則」に基づき公共的・公益的かつ信頼性の高い社会福祉法人にふさわしい経営に努めます。

【公共的・公益的かつ信頼性の高い法人経営のための 10 の経営原則】

- | | | | | |
|------|------|------|------|-------|
| ①公益性 | ②継続性 | ③透明性 | ④倫理性 | ⑤非営利性 |
| ⑥開拓性 | ⑦組織性 | ⑧主体性 | ⑨効率性 | ⑩機動性 |

以上の 10 の経営原則に基づき、「社会福祉法人行動指針」(社会福祉法人に求められる取組課題)を、4 つの「基本姿勢」の観点から 14 の「行動指針」(長期ビジョン)を設定する。

アクションプラン 2020 「社会福祉法人行動指針」(社会福祉法人に求められる取組課題)

4 つの「基本姿勢」		14 の「行動指針」
I	利用者に対する基本姿勢	①人権の尊重
		②サービスの質の向上
		③地域との関係の継続
		④生活環境・利用環境の向上
II	社会に対する基本姿勢	⑤地域における公益的な取組の推進
		⑥信頼と協力を得るための情報発信
III	福祉人材に対する基本姿勢	⑦トータルな人材マネジメントの推進
		⑧人材の確保に向けた取組の強化
		⑨人材の定着に向けた取組の強化
		⑩人材の育成
IV	マネジメントに対する基本姿勢	⑪コンプライアンスの徹底
		⑫組織統治(ガバナンス)の確立
		⑬健全な財務規律の確立
		⑭経営者としての役割

【社会福祉法人の重点課題】

5 つの重点課題	6 つの取り組み
②サービスの質の向上	(1) 第三者による評価の受審
⑤地域における公益的な取組の推進	(2) 多様な社会福祉援助ニーズの把握
⑥信頼と協力を得るための情報発信	(3) 地域を包括する公益的取組の推進
⑧人材の確保に向けた取組の強化	(4) 地域から信頼される情報発信
⑩組織統治(ガバナンス)の確立	(5) 福祉人材の確保
	(6) 組織的統治機能の強化

(参考) 社会福祉法第 24 条(経営の原則等)

- 1 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。
- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを提供するよう努めなければならない。